



# 長野県報

6月24日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2482号

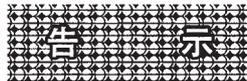
## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
公共測量の実施（建設政策課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	4

### 公告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	6
長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の中止（環境政策課）	6
一般競争入札（道路管理課）	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	7



### 長野県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
アーク調剤薬局長野柳原店	長野市柳原2221-14	平成25年4月1日
藤森ヘルパーステーション	松本市中央3-2-7	平成25年4月1日

健康長寿課

### 長野県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院 松本市大字芳川村井町1209	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院 松本市村井町南2-20-30	平成22年10月1日
有限会社池田薬局 下高井郡野沢温泉村大字豊郷河原湯9518-2	有限会社池田薬局 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9518-2	平成25年3月1日
ドレミファ薬局 駒ヶ根市上穂栄町13-12	有限会社ドレミファ薬局 駒ヶ根市上穂栄町13-12	平成25年3月3日
岩口薬局 下伊那郡豊丘村田村229	岩口薬局 下伊那郡豊丘村神稲121-5	平成25年3月11日
上原薬局松尾町店 上田市中央1-2-19	松尾町上原薬局 上田市中央1-2-19	平成25年3月1日
有限会社高橋薬局漢方センター 上田市中央5-16-23	有限会社高橋薬局 上田市中央5-16-23	平成25年3月18日
昭和薬業株式会社 せき薬局 上田市常田3-8-20	せき薬局 上田市常田3-8-20	平成25年3月15日
アキヤマ薬局 須坂市須坂横町308	有限会社アキヤマ薬局 須坂市須坂横町308	平成25年3月1日
訪問看護ステーション信州上田やまびこ 上田市中野87	訪問看護ステーションやまびこ 上田市小泉72-1	平成22年4月1日

健康長寿課

## 長野県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社日本夜間介護センター 岡谷	グットケア24松本	松本市島内4578-1	平成25年6月16日

## (2) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ラムズ	訪問看護ステーションラムズ	松本市並柳一丁目24番2号	平成25年6月16日

## (3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ナガサカ	宅老所野菊	佐久市中込1133-2	平成25年6月16日

## (4) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ茅野	茅野市宮川11005-1	平成25年6月16日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ安曇野	安曇野市穂高柏原4565-1	平成25年6月16日

## 2 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
--------	--------	---------	---------

株式会社日本夜間介護センター 岡谷	グットケア24松本	松本市島内4578-1	平成25年6月16日
(2) 介護予防訪問看護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ラムズ	訪問看護ステーションラムズ	松本市並柳一丁目24番2号	平成25年6月16日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ナガサカ	宅老所野菊	佐久市中込1133-2	平成25年6月16日
(4) 介護予防特定施設入居者生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ茅野	茅野市宮川11005-1	平成25年6月16日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ウィズ安曇野	安曇野市穂高柏原4565-1	平成25年6月16日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第334号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長野市信更町田野口字大森3188の1、3189、3190の1、3193の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第335号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上田市下室賀字日向山1411の49（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字日向山1411の49（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第336号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
茅野市豊平字別当244のイ、244のロ、245の1、245の2、567、字中原640のイの10、640の17
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字別当244のイ、244のロ、字中原640のイの10、640の17  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第337号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 下高井郡山ノ内町大字佐野字北原1207の1、1207の3
  - 2 指定の目的  
 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第338号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
 飯田市龍江5497の9・5497の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5497の12（国有林）、5497の13（次の図に示す部分に限る。）、5497の14、5497の19・5497の20・5497の22・5497の23・5515の31（以上5筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

#### 長野県告示第339号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
 公共測量（松本市基本図修正）
- 2 作業期間  
 平成25年6月10日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域  
 松本市

建設政策課

#### 長野県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成25年6月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する区域の名称  
 中の沢
- 2 指定を解除する区域  
 下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課